

多久市パブリックコメント実施要綱の考え方

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、市の重要な政策の意思決定の過程における公正の確保及び透明性の向上並びに市民との協働の機会の拡大を図り、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

【考え方】

パブリックコメント制度の目的は、市の政策の意思決定の過程における公平性の確保と市民の市政への参加を促進することです。

具体的には、対象となる制度・政策の案を公表し、市民の様々な意見を集約し、政策の決定に反映させていくものです。併せて、提出された意見に対する市の考え方を公表し、透明性の向上を図っていくものです。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 市の重要な政策の意思決定の過程において、当該政策の案を公表し、市民等から意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。
- (2) 実施機関 議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有する者その他パブリックコメントに係る事案に対し利害関係を有する者をいう。

【考え方】

パブリックコメント制度の実効性を担保するため、要綱における用語につ

いて定義を行っています。

特に実施機関については、この制度を市政全般に適用させるため、市長部局とすべての委員会を対象としています。

市民等につきましては、市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有する者、利害関係を有する者（納税義務者を含む。）を「意見が提出できる者」として定義しています。

（対象政策）

第3条 実施機関は、次に掲げる政策（以下「対象政策」という。）についてパブリックコメントを実施するものとする。

- （1） 基本構想、基本計画その他市政の各分野における基本的な計画、指針等の策定又は改定
- （2） 広く市民一般に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料に関するものを除く。）の制定又は改廃
- （3） その他実施機関が必要と認めるもの

【考え方】

パブリックコメントの対象政策については、市民の生活に重大な影響を与えるような政策等に限定して制度の実施にあたります。

（1）の「基本構想、基本計画その他市政の各分野における基本的な計画、指針等」とは、具体的には「多久市総合計画」などの総合的な計画・指針、「多久市地域福祉計画」、「多久市都市計画マスタープラン」などの分野ごとの計画・指針などが対象となります。

（2）の「広く市民一般に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」については、地方自治法第14条第2項（普通公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。）の規定に該当する条例又は「行政手続条例」、「個人情報保護条例」等の市民生活に重大な影響を与える条例等が対象とな

ります。ただし、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料に関するものは除きます。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、対象政策が次のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを実施しないことができる。

- (1) 市民等の意見を聴取する手続が法令等で定められている場合
- (2) 迅速性又は緊急性を要すると認められる場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 軽微なものと認められる場合
- (5) 審議会等がパブリックコメントに準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行う場合

【考え方】

パブリックコメントの対象とならない政策等については以下のとおりです。

(1) の場合とは、法定縦覧手続など、案の公表、市民等の意見提出が法令で定められている場合です。

(2) の場合とは、パブリックコメント手続にかかる所要時間の経過によって、その効果が損なわれるなどの理由（災害や緊急事態により市民生活に影響を与える規制などを短期的に策定する場合など）が該当します。

(3) の「裁量の余地がないと認められる場合」とは、法令の要請に基づいて制定する条例の制定又は改廃などを意味します。

(4) の「軽微なもの」とは、対象政策ではあるが、計画変更又は条例改正等の内容が軽微である場合などが該当します。

(5) の場合とは、審議会等がパブリックコメントに準じた手続を得て行った答申等を受けて実施機関が意思決定を行う場合などが該当します。これは、同様の案について手続を繰り返すことは事務の効率性からも望ましくないとためです。

(政策案等の公表)

第4条 実施機関は、対象政策の意思決定を行う前の適切な時期に、当該対象政策の案（以下「政策案」という。）を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

(1) 政策案の概要

(2) 政策案の趣旨、目的及び背景

(3) その他必要と認められるもの

3 実施機関が第1項の公表をしようとするときは、事前に市民等へ周知するものとする。

【考え方】

政策案の公表に関しましては、単にその案を示すだけではなく、その趣旨や目的、背景等をわかりやすく示し、かつ市民が理解するために必要な資料等を公表することが必要です。

政策案の公表に当たっては、その前段において市のホームページにより広く市民等へ周知することが大切です。「市報たく」への掲載に関しては、紙面の都合上、対象政策の名称、パブリックコメントの開始時期程度を事前にお知らせすることとします。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、公表すべきものが相当量ある場合その他正当な理由がある場合は、代替の方法を明らかにして、公表の方法を変更できるものとする。

(1) 市のホームページに掲載する方法

(2) 実施機関が指定する場所において閲覧に供する方法

(3) その他実施機関が適当と認める方法

【考え方】

公表の方法に関し、「実施機関が指定する場所」とは、選挙管理委員会室及

び政策案の担当課を指します。

「その他実施機関が適当と認める方法」とは、各町公民館における閲覧やケーブルテレビ等の利用による公表など必要に応じて実施するものです。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、前条の規定による公表を開始した日から30日以上の期間を定めて、当該政策案についての意見の提出（以下「意見提出」という。）を求めるものとする。ただし、30日以上の期間を設けることができない特別の事由があるときは、実施機関は、30日を下回る期間とすることができるものとする。

2 意見提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 市民等で意見提出を行う者は、住所及び氏名又は事務所若しくは事業所の所在地及び名称を明らかにするものとする。

【考え方】

コメントを募集する期間は最低30日以上確保するものとし、意見の提出方法として「実施機関が指定する場所」とは、選挙管理委員会室及び政策案の担当課を指します。

原則として、口頭あるいは電話での直接的な意見は受け付けません。ただし、実施機関が適当と認める方法として、高齢や障害を持つなどの理由により、書面での提出が困難であると実施機関が判断する場合は、その内容を本人に確認の上担当課が書面化し提出を受けるとします。

意見を提出する際は、提出意見に関する責任の所在の明確化を図る観点から、氏名等必要事項を明らかにすることとしています。

(意見の処理)

第7条 実施機関は、意見提出により受けた意見を考慮して、対象政策の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、対象政策の意思決定を行ったときは、多久市情報公開・共有条例（平成12年多久市条例第32号）第6条に規定する非公開情報に該当するものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 意見提出により受けた意見の概要

(2) 意見提出により受けた意見に対する実施機関の考え方

(3) 政策案の修正を行ったときは、修正した内容

3 前項の公表において、当該政策案にかかわりのない意見及び賛否の結論のみを示したものについては、その事項を省略することができる。

4 第5条の規定は、第2項の公表について準用する。

【考え方】

実施機関は、提出された意見を取りまとめて整理し、策定しようとする政策等に提出された意見が反映できるかどうか検討し、最終的な意思決定を行うものとしします。

また、提出された意見の中に、個人又は法人の権利利益を害する恐れのある情報、公表することが不適切な情報が含まれているときは、その全部及び一部を公表しないことができます。

パブリックコメント制度は、政策案の賛否を問うものではないことから、賛否の結論だけを示した意見及び案件に無関係な意見の場合には、意見として取り扱いません。

更に、類似の意見が多数あった場合は、行政コストや事務の効率の観点から類似する意見を集約するなど適宜整理・工夫して公表することができます。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況（第3条第2項の規定の適用に関する状況を含む。）について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

【考え方】

実施状況の公表に関しては、実施年度の翌年度に当該実施年度分を一覧表にして公表するものとします。なお、公表の方法についてはホームページへの掲載により行います。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【考え方】

パブリックコメント制度を実施するにあたって、この要綱に規定されていない事項を別に定めることができるようするための委任規定です。

また、実施に関しては、担当課及び情報課での協議により決定することになりますが、疑義が生じた場合は経営会議等で協議を行い、最終的判断を行います。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に意思決定を行う対象政策について適用する。ただし、この要綱の施行の際、現に意思決定の過程にある対象政策については、適用しない。